

ソフト開発契約に関する民事訴訟―その1



藤谷 護人

近時システム関係訴訟はかなり増えているらしい。高度IT化が展開しているにも拘らず、紛争が訴訟になった場合に専門的知見を有しない裁判官によるサービスしか受けられない現状において、担当裁判官は一定レベルの専門的知見を習得した上で、適正な事実認定に努める責務があることを強く訴えたい。



平成26年1月25日付で、司法研修所編で、一般財団法人法曹会から出版された「民事訴訟における事実認定―契約分野別研究（製作及び開発に関する契約）―（写真）」という書籍がある。同書は市販されているが、一般の書店には並べられていない、A5版の地味で特殊な本である。同書の著者は、平成23年度の司法研究員であった4名の裁判官たちである。当初は、司法研究報告書第65輯第1号として司法研修所から、裁判所の内部向けに刊行されたものである。しかし「実務に携わる各位の好個の参考資料と思われる」ので、当局の許しを得て頒布されることになったものらしい。

知人の東京地方裁判所の部長裁判官によれば、近時システム関係訴訟はかなり増えているらしい。ということはシステム開発の専門的知識や経験の乏しい弁護士が原告側代理人として訴訟を提起し、同様な状態の弁護士が被告側代理人として応訴し、その事件を同様な状態の裁判官が審理し、訴訟を運営し、判決を下す場合が増加している、ということである。しかし件の部長裁判官は、右記の

書籍の存在すら知らなかった。東京地方裁判所には、特許や発明や著作権のような知的財産権紛争や労働関係紛争や会社の機関紛争や破産事件や交通事故紛争や医療過誤事件を専門に扱う裁判官を配置した、知財部、労働部、商事部、破産部、交通部、そして医療過誤部が設置されており、担当裁判官は、それらの専門分野についての知識経験が豊富なため通用力のある質の高い民事裁判を行う国家司法サービスが国民が享受できる体制が整えられている。医療過誤事件において、弁護士も裁判官も「カルテ」を解読できないから専門部が必要ならば、彼らが「ドキュメント」を解読できないシステム紛争において

も専門部は必要なはずである。しかし、システム部という専門部ははまだ設置されていない。理由は医療過誤訴訟の原告は医療行為を受ける国民個人であるのに対してシステム訴訟の原告はシステム開発の発注をしたユーザ企業か受注をしたベンダ企業であり圧倒的に紛争件数に差異があり、システム関係紛争専門の裁判官を配置する量的ニーズが不足しているからである。

法治国家においては、紛争解決についての国家の意思決定である裁判官の裁判力が、取引社会において通用力を有する質の高いものであることが必須であり、そのためには「適正な事実認定」が必要不可欠である。

高度IT化が展開しているにも拘らず専門的知見を有しない裁判官によるサービスしか受けられないわが国の現状においては、担当裁判官は、せめて冒頭において紹介した書籍を必読の上で、適正な事実認定を行うように努める責務があると強く訴えたい。

ふじたに・もりひと 弁護士法人エルティ総合法律事務所所長弁護士。IT-ADRセンター所長。日本の弁護士の中で唯一の公認システム監査人、JISA正会員。